回覧　　交番だより　令和８年１１月号

秋の行楽期における山岳遭難の防止

～ 秋山は遭難が多発します ～

秋 山 遭 難 に 要 注 意 ！ ！

秋山シーズンは、年間で最も山岳遭難が発生する時期で、１１月も多発する傾向にあります。日没も早まることから午後からの入山は控えましょう。
また、万が一に備え必ず携帯電話機などを持ち山に入りましょう。

山菜・きのこ採りをされる方へ

● 里山や行き慣れた山こそ「油断禁物！」。山に入れば常に危険と隣り合わせです。

○ 今年は特に熊の目撃が大幅に増えています。冬眠に向け「熊」が餌を求め活発に行動します。熊よけ鈴や熊撃退スプレーなどを確実に携行し、十分な熊対策をとり、山に入りましょう。

広報 加美



☆緊急通報☆
１１０番
☆加美警察署☆
63-2311

飲 酒 運 転 の 根 絶

～ 飲酒運転は しない させない 許さない ～



酒酔い運転の判断基準が明確化されました!

酒気帯び運転との違い

	酒気帯び運転（従来どおり）	酒酔い運転（今回の改正）
判断基準	呼気アルコール濃度 0.15mg/L以上	正常な運転が困難な状態（数値基準を明確化）
数値基準	呼気0.15mg/L以上（基準は変更ありません）	呼気0.5mg/L以上 または 血液1.0mg/mL以上
処分・罰則	行政処分・罰則の対象（変更ありません）	行政処分・罰則の対象（人身事故の場合は危険運転致死傷罪の対象）

※飲酒運転は、運転者だけでなく、車を提供した人・酒類を提供した人・同乗した人も処罰の対象となります。

処罰されるのは運転手だけではない!

☠ 車両提供罪 ☠
飲酒した人に車両を提供すること

☠ 酒類提供罪 ☠
車両を運転する人にお酒を提供すること

☠ 同乗罪 ☠
お酒を飲んだ人が運転する車両に同乗すること

ハンドルキーパー運動を実践しましょう!!



☆管内事件・事故発生状況☆

（令和８年９月１日から９月３０日まで）

○ 各種事件　窃盗事件　５件　その他　１件
○ 交通事故　人身事故　２件　物損事故　４６件



犯罪被害者等支援活動の推進

11月1日から12月1日までは犯罪被害者月間です

犯罪は、ある日突然、大切な物を一瞬にして奪い去っていきます。

犯罪被害者やその御家族又は御遺族は、犯罪そのものにより被害を受けるだけではなく、その後も、長い間、様々なことで苦しめられます。

あなたの身近に、被害に遭われた方がいたら、優しい気持ちで手を差し伸べてください。

犯罪被害者等の思いに寄り添い、社会全体で支えていきましょう。

～ わたしにも　できる支援が　ここにある ～



性犯罪被害相談電話

シャープハートさん

＃８１０３

ハート
あなたの心に寄り添いたい
一人で悩まずに
まずは相談してみませんか？



犯罪被害にあわれた方・
支援者のためのポータルサイト

チャンネル ギュっとCH



犯罪被害者等支援に関する
警察庁の公式Xアカウント

@gyuttochan_npa